

測定方法一覧【生活環境項目、健康項目（公共用水域）等】

区分	項目	測定方法		単位	環境基準値
		河川・湖沼	海域		
一般項目	気温	規格7.1に定める方法	同左	℃	—
	水温	規格7.2に定める方法	同左	℃	—
	外観	規格8に定める方法	同左		—
	臭気	規格10.1に定める方法	同左		—
	透視度	規格9に定める方法	同左	cm	—
生活環境項目	pH	規格12.1に定める方法	同左		類型で異なる
	DO	規格32に定める方法	同左	mg/L	類型で異なる
	BOD	規格21に定める方法	—	mg/L	類型で異なる
	COD	規格17に定める方法	同左(有明海B類型は700リ法)	mg/L	類型で異なる
	SS	付表9に掲げる方法	同左	mg/L	類型で異なる
	大腸菌群数	最確数による定量法	同左	MPN/100mL	類型で異なる
	油分	付表14に掲げる方法	n-ヘキサン抽出法	mg/L	検出されないこと(海域)
	全窒素	規格45.2, 45.3又は45.4に定める方法	同左	mg/L	類型で異なる
	全りん	規格46.3に定める方法	同左	mg/L	類型で異なる
	全亜鉛	規格53に定める方法(準備操作は規格53, 付表10)	同左	mg/L	類型で異なる
ノニルフェノール	付表11に掲げる方法	—	mg/L	類型で異なる	
LAS	付表12に掲げる方法	—	mg/L	類型で異なる	
健康項目(公共用水域)	カドミウム	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55, 付表8)	同左	mg/L	0.003mg/L以下
	全シアン	規格38.1.2及び38.2、規格38.1.2及び38.3又は規格38.1.2及び38.5に定める方法	同左	mg/L	検出されないこと
	鉛	規格54に定める方法	同左	mg/L	0.01mg/L以下
	六価クロム	規格65.2に定める方法	同左	mg/L	0.05mg/L以下
	砒素	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法	同左	mg/L	0.01mg/L以下
	総水銀	付表1に掲げる方法	同左	mg/L	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	付表2に掲げる方法	同左	mg/L	検出されないこと
	PCB	付表3に掲げる方法	同左	mg/L	検出されないこと
	ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左	mg/L	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	mg/L	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	同左	mg/L	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左	mg/L	0.1 mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左	mg/L	0.04 mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	mg/L	1 mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	mg/L	0.006 mg/L以下
	トリクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	mg/L	0.01 mg/L以下
	テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	mg/L	0.01 mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	同左	mg/L	0.002 mg/L以下
	チウラム	付表4に掲げる方法	同左	mg/L	0.006 mg/L以下
	シマジン	付表5の第1又は第2に掲げる方法	同左	mg/L	0.003 mg/L以下
	チベンカルブ	付表5の第1又は第2に掲げる方法	同左	mg/L	0.02 mg/L以下
	ベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左	mg/L	0.01 mg/L以下
	セレン	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法	同左	mg/L	0.01 mg/L以下
	ふっ素	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法	—	mg/L	0.8 mg/L以下
	ほう素	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法	—	mg/L	1 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	付表7に定める方法	同左	mg/L	0.05 mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の和		mg/L	10mg/L以下
硝酸性窒素*	規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5又は43.2.6に定める方法	同左	mg/L	—	
亜硝酸性窒素*	規格43.1に定める方法	同左	mg/L	—	
その他の項目	透明度	(湖沼は海洋観測指針による方法)	海洋観測指針	m	—
	大腸菌数	特定酵素基質寒天培地によるMPNランフィルター法	—	個/100mL	—
	アンモニア性窒素	インドフェノール法(海水分析法)	同左	mg/L	—
	リン酸態リン	モリブデン青法(海水分析法)	同左	mg/L	—
	塩化物イオン	H15厚生労働省告示第261号別表第21, 規格35.1	同左	mg/L	—
	陰イオン界面活性剤	規格30.1	同左	mg/L	—
	クロロフィルa	湖沼環境調査指針の吸光法(700nm抽出)	海洋観測指針	mg/m3	—
	トリハロメタン生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	mg/L	—
	クロホルム生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	mg/L	—
	ブロモジクロロメタン生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	mg/L	—
ジブロモクロロメタン生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	mg/L	—	
ブromoホルム生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	—	mg/L	—	

「規格」：日本産業規格K0102

「付表1～14」：昭和46年12月、環境庁告示第59号に定める方法(平成28年3月30日環境省告示第37号最終改正)

「付表」：平成9年3月13日、環境庁告示第10号に定める方法(平成28年3月29日環境省告示第31号最終改正)

測定方法一覧【要監視項目】

区分	項目	測定方法	単位	指針値
要監視項目	クロロホルム	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/L	0.06mg/L以下
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/L	0.04mg/L以下
	1,2-ジクロロプロパン	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/L	0.06mg/L以下
	p-ジクロロベンゼン	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/L	0.2mg/L以下
	イソキサチオン	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.008mg/L以下
	ダイアジノン	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.005mg/L以下
	フェニトロチオン (MEP)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.003mg/L以下
	イソプロチオラン	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.04mg/L以下
	オキシ銅 (有機銅)	通知1の付表2	mg/L	0.04mg/L以下
	クロロタロニル (TPN)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.05mg/L以下
	プロピサミド	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.008mg/L以下
	E P N	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.006mg/L以下
	ジクロルボス (DDVP)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.008mg/L以下
	フェノブカルブ (BPMC)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.03mg/L以下
	イプロベンホス (IBP)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.008mg/L以下
	クロルニトロフェン (CNP)	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	—
	トルエン	K0125の5.1、5.2又は5.3.2	mg/L	0.6mg/L以下
	キシレン	K0125の5.1、5.2又は5.3.2	mg/L	0.4mg/L以下
	フタル酸ジエチルヘキシル	通知1の付表3の第1又は第2	mg/L	0.06mg/L以下
	ニッケル	通知1の規格59.3又は付表4若しくは付表5	mg/L	—
	モリブデン	通知1の規格68.2又は付表4若しくは付表5	mg/L	0.07mg/L以下
	アンチモン	通知2の付表5の第1、第2又は第3	mg/L	0.02mg/L以下
	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	通知2の付表1	mg/L	0.002mg/L以下
	エピクロロヒドリン	通知2の付表2	mg/L	0.0004mg/L以下
	全マンガン	K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5	mg/L	0.2mg/L以下
	ウラン	通知2の付表4の第1又は第2	mg/L	0.002mg/L以下

通知1：平成5年4月28日、環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知

通知2：平成16年3月31日、環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知

測定方法一覧【健康項目（地下水）】

区分	項目	測定方法	単位	環境基準値
健康項目	カドミウム	規格K0102の55.2、55.3又は55.4（準備操作は規格55、付表8）に定める方法	mg/L	0.003 mg/L以下
	全シアン	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法	mg/L	検出されないこと
	鉛	規格K0102の54に定める方法	mg/L	0.01 mg/L以下
	六価クロム	規格K0102の65.2に定める方法	mg/L	0.05 mg/L以下
	砒素	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法	mg/L	0.01 mg/L以下
	総水銀	告示付表1に掲げる方法	mg/L	0.0005 mg/L以下
	アルキル水銀	告示付表2に掲げる方法	mg/L	検出されないこと
	P C B	告示付表3に掲げる方法	mg/L	検出されないこと
	ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.02 mg/L以下
	四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.002 mg/L以下
	クロロエチレン （塩化ビニルモノマー）	告示付表に掲げる方法	mg/L	0.002 mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.004 mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.1 mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	シス体にあたっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあたっては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.04 mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	1 mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.006 mg/L以下
	トリクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.01 mg/L以下
	テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.01 mg/L以下
	1,3-ジクロロプロパン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.002 mg/L以下
	チウラム	告示付表4に掲げる方法	mg/L	0.006 mg/L以下
	シマジン	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.003 mg/L以下
	チオベンカルブ	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.02 mg/L以下
	ベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.01 mg/L以下
	セレン	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法	mg/L	0.01 mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法	mg/L	10 mg/L以下
	ふっ素	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法	mg/L	0.8 mg/L以下
	ほう素	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	mg/L	1 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	告示付表7に掲げる方法	mg/L	0.05 mg/L以下